

2019 年 11 月 26 日 株式会社日本政策金融公庫

「かんしょ茎·根腐敗症の被害により影響を受ける農業者の皆さまの相談窓口」 の設置について

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)農林水産事業は、11月26日付で「かんしょ茎・ 根腐敗症の被害により影響を受ける農業者の皆さまの相談窓口」を以下のとおり設置しま した。この度のかんしょ茎・根腐敗症により被害を受けられた農業者の皆さまに対し、心 からお見舞い申し上げます。

相談窓口	お問い合わせ先		
本 店	TEL: 0120-926478		
宮崎支店	TEL: 0985-29-6811		
鹿児島支店	TEL: 099-805-0511		

日本公庫は、このたび被害を受けられた農業者の皆さまからのご融資やご返済に関する 相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【主な資金制度】

資金名	資金の使いみち (※1)	融資限度額	返済期間 (うち据置期間)	利率 (※2)
農林漁業 セーフティネット 資金(災害)	災害により被害を受け た経営の再建に必要な 資金	【一般】 600 万円以内 【特認】(※3) 年間経営費等の 6/12 以内	10 年以内 (3 年以内)	0. 09%

- ※1 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「り災証明書」が必要となります。
- ※2 利率は令和元年11月26日現在のものです。金利情勢により変動します。
- ※3 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。